

平成27年度履行状況調査の調査結果

平成27年8月26日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 調査の目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める履行状況調査は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものであり、調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置が講じられることとなるものである。

2. 調査対象・内容等

【調査対象（53機関・別紙1）】

○ 平成26年度履行状況調査においてガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された機関（53機関・別紙1）

【調査内容】

（1）機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、以下の調査の観点に基づき把握した。

調査の観点(例)※

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

（2）機関における「不正防止のための実効性ある取組事例」を収集した。

【調査体制・方法】

○ 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、各機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」を実施した。
また、「書面調査」の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行事項がある2機関を対象に「面接調査」を行い、今後の機関の取組に対して助言等を行った。
なお、調査の過程において、ガイドラインに基づく体制整備・運用に係る具体的な取組事例の提示などの助言を行い、各機関における取組の改善を促した。

3. 調査経過

平成27年 2月25日	有識者会議 履行状況調査の実施方針の審議・決定
4月30日	調査対象機関が調査報告書等を提出
5月 8日～	書面調査
平成27年 8月26日	面接調査 有識者会議 履行状況調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 全ての機関において、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、所要の対策が着実に履行されている。
- 本調査においては、①業者との癒着を防ぐオープンなスペースでの打合せを行う取組、②調達データの分析に基づく特定の業者との関係に注力した監査の実施、③納品後の物品の現物確認の実施、④業者の帳簿との突合の実施など、多くの機関で機関の規模や特性に応じ実効性のある取組が見られた。
- また、平成26年度の履行状況調査において、検討中又は実施予定とされていたガイドラインの要請事項のうち、①機関内の責任体系の明確化、②不正に係る調査の体制・手続き等の規程整備、③特殊な役務に関する検収の実施、④換金性の高い物品の管理体制の整備などについても、ほとんどの機関において着実な履行が認められている。
- しかしながら、一部の機関(2機関)においては、ガイドライン要請事項のうち、①業者に対する誓約書の徴収、②懲戒に関する規程の整備において、未履行である事項があった。
- この未履行事項は、本調査において機関に対して継続的に助言をしつつ、速やかな履行を促したものの、機関における履行に向けた取組が必ずしも十分でなかったため、本調査期間中における履行が困難であると機関が判断した事項である。
- 当該機関については、これらの事項を改善事項とし、その履行期限を平成28年9月3日とする管理条件を付与するとともに、履行計画の策定を求めた。この履行計画の進捗状況を文部科学省においてフォローしていくとともに、当会議としては、フォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況についてモニタリングしていく必要がある。
- 今後も、引き続き、全ての機関において、過去の不正事案に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。
- 個別の調査結果については、別紙2のとおり。

6. 今後の取組

- 平成27年度履行状況調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された機関については、その事項を改善事項とし、その履行期限を平成28年9月3日とする管理条件を付与することとする。また、フォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況についてモニタリングを行う。
- 各機関においては、今後も、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の一層の整備に向けた取組状況も含め、ホームページ等を通じ、積極的な情報発信に努めていただきたい。また、他の研究機関においては、本調査結果として抽出した「主な取組事例」等を参考として、今後の公的研究費の管理・監査体制の更なる整備・充実にに向けた取組を期待したい。